

平成27年4月1日
企業庁 電気事業課

水力発電事業の民間譲渡について

企業庁では、水力発電事業については、民間譲渡をまずは検討すべき選択肢との考え方が知事から示されたことを受けて平成19年9月から譲渡交渉先を中部電力株式会社として譲渡に向けた様々な課題について協議を進めてきました。

中部電力株式会社と企業庁との間で、譲渡対価105億円で10箇所すべての水力発電所を段階的に譲渡することで合意できたことから、平成23年8月に「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」（以下、基本合意という。）を交換しました。その後、平成23年9月の紀伊半島大水害の被害を受けた青田発電所^{おおだ}については、復旧に時間を要することから譲渡日を変更しました。

基本合意に基づき、平成25年2月に2発電所（青蓮寺発電所^{しょうれんじ}及び比奈知発電所^{ひなち}）に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約を締結し、平成25年4月1日に1回目の譲渡を行いました。

また、平成26年2月には3発電所（宮川第一発電所^{みやがわ}、宮川第二発電所^{みやがわ}及び蓮^{はちす}発電所）に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約を締結し、平成26年4月1日に2回目の譲渡を行いました。

そして、平成27年3月に残る5発電所（長^{なが}発電所、宮川第三発電所^{みやがわ}、三瀬谷^{みせだに}発電所、大和谷^{やまとだに}発電所及び青田^{おおだ}発電所）に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約を締結し、平成27年4月1日に3回目の譲渡を行いました。これにより、三重県企業庁が管理していたすべての水力発電所の譲渡が完了しました。